

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり  
に関する条例案に対する付帯決議

障害者差別解消法では、提供が求められる合理的配慮（障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの）について、民間事業者に対しては努力義務とされている。

本条例案においても、民間事業者による合理的配慮の提供については努力義務となっているが、障害を理由とする差別をなくするためには民間事業者による合理的配慮の提供をできるだけ速やかに進めるための環境整備が重要である。

また、本条例の見直しについては、北九州市障害者施策推進協議会の本条例案骨子に対する答申において、条例制定後の留意事項として、「事業者による合理的配慮の在り方を含め本条例に規定する事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこと」との要望が盛り込まれている。

よって、本市議会は、本市に対し、民間事業者による合理的配慮の提供について法的義務化に向けて、必要に応じて条例の見直しを検討することを強く求めるものである。

以上、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例案に対する付帯決議とする。

平成 年 月 日

北九州市議会